第3回猪名川町住民投票条例検討委員会（議事録要旨）

令和５年8月２4日（木）１３時～１５時

第２庁舎２階委員会室

【委員長】

皆さん、こんにちは。

今日が真ん中の3回目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料は、お手元にある通り、資料1、資料2、それから広報、住民投票の上郡町のチラシでございます。前回は、資料9の検討委員会での協議事項7、試案第16条の投票の方法まで協議していただきました。今回は、試案の第20条、情報の提供から協議を進めます。

その前に前回までの流れを、プロジェクターを使って確認してまいります。では、住民投票の実施までの流れにつきまして、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】

失礼します。

住民投票実施までの流れということで、前に映しておりますフローチャートをご覧ください。流れにつきましては、町民、議会、町長とそれぞれ住民投票について発議することができます。

一番左の町民からご説明させていただきます。まず、請求代表者証明の交付申請がなされまして、その請求内容が審査をされ、次、署名収集のところで、試案の中では、投票資格者の6分の1以上の署名を必要とします。その署名収集の期間は1ヶ月間です。そして、その提出された署名審査を事務局で20日間の間で審査をすることになります。それについては、きちんと有資格者の名簿の名前が、署名簿の中にあるのかどうかを、誤字記載がないか等を集められた署名が有効か無効かというのを、20日間で審査をいたします。審査結果に基づきまして、住民投票実施請求ということで請求をされます。

次、真ん中の議会の方ですけれども、議案提起という形で、議員定数16名の12分の1以上の賛成が必要ということで、今の状況でいけば2人以上の賛成があれば議案として提出することができることになります。議会の中で住民投票に関する議案が提出されまして、出席議員の過半数の賛成が必要ということで、その過半数の賛成を元に確認されるものとなります。

そして次、町長の発議。現在、試案の中では議会との協議を要するとされています。この部分につきまして、試案の第4条のところに記載されております。

町民と議会につきましては、事務局が請求受理後、5日以内に住民投票実施を決定することになります。最終的に決定するのは町長になります。町長におきまして、住民投票実施の告示をいたします。

次、裏面をお願いいたします。住民投票の期日の告示をいたします。投票日のことです。この日にしますということを告示いたします。投票日の5日前までに告示となっております。実施の告示をしてから30日を経過して90日を超えない範囲内の中で、住民投票の期日を決定いたします。住民投票の実施につきましては、現在の試案の中では二者択一、賛成か反対か、その賛否を問う形となっております。

そのあと、住民投票の成立につきましては、投票率2分の1以上ということで、有権者の2分の1以上が投票した場合に住民投票が成立します。今の現段階の試案では、そういった条文となってございます。そのあと成立した場合ですけども、開票をいたします。そして投票結果の告示をいたします。

次、右側に移ります。住民投票が不成立になった場合、2分の1に満たなかった場合は、現在の試案では開票いたしません。開票することによって混乱を招く恐れがあるというところがありますので、開票はしないとしております。住民投票が不成立だったということを告示いたします。投票結果で、住民投票が成立した場合は投票結果の尊重をいたします。もちろん不成立だった場合でも不成立という事実がありますので、そういった意味でも結果の尊重ということになろうかと思います。

簡単ではございますが、住民投票の流れについてご説明させていただきました。

【委員長】

ありがとうございます。

それでは第20条、情報の提供について協議をいたします。

事務局からこの条文につきましてご説明をお願いいたします。

【事務局】

試案第20条ということで情報の提供についてになります。

第1項、町長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関する必要な情報を町の広報その他適当な方法により住民に提供しなければならない。

第2項、町長は、前項に規定する情報の提供にあたっては、公平性、中立性の保持に努めなければならない。

以上になります。

【委員長】

ありがとうございます。

それから他の自治体の情報の提供の仕方につきましても、本日資料としてお渡ししておりますので、これについて少し見て参りたいと思います。

まず、上郡町の住民投票についてというチラシが手元にあるかと思います。これは上郡町の中に産業廃棄物最終処分場が設置されるということについて、住民の意思を確認する、賛否を確認するために行われた住民投票でございます。ここに配られたような内容が情報提供の一つのやり方です。投票日、投票する時間、投票できる人、投票の方法——特に「○」か「×」かで意思確認をすること、期日前投票などの情報の提供が行われています。

それから、住民投票についてのＱ＆Ａでは、なぜ住民投票をするのか、投票率が低くても住民投票が成立するのか、投票の結果をどのようにいかすのか、こういったことが書かれています。それから問い合わせ先というのが記載されております。ちょうどこの時は参院選の時と同じ時に行ったということでございます。

次に裏側をご覧ください。この産業廃棄物の施設がどのような経緯で作られることになったのかが説明されております。基本的には、事実のみが記載されるようです。平成30年4月から県に計画が提出をされ、町へ照会があったといったことが書かれており、いろいろな議論が行われたといったことが記されています。

そして令和2年10月に住民投票を実施するための直接請求が行われました。まず代表証明書の交付申請が町に行われ、その結果6,773人の署名が得られましたが、令和3年1月に行われた臨時会では、この住民投票の条例が否決されたということです。

有識者会議から町へ事業計画事前協議書に対する意見書が提出されて、県への回答がありました。ここで町長選挙と議会議員選挙が行われ、新たな町長、議員が選出されたということですので、おそらく住民投票が選挙の争点になったかと思います。それで今度は町長が、住民投票の条例案を議会に提出し、賛成多数で可決されたということです。12月から4月6日にかけて、住民周知のチラシが３回配られたということです。右側には、最終処分場の計画の概要や住民投票の方法などが書かれています。

それについては、今日は準備がありますか。

【事務局】

プロジェクターで映します。

【委員長】

お願いします。

【事務局】

今お手元にお配りしているのは4回目になります。上郡町においては4回にわたってチラシを配られていて、まず1つ目から、これが第1回目です。みんなで考えてみませんかという問い掛けから始まっています。廃棄物とは何かとか、もしくは最終処分場とはどんなものなのかとか、そういった基本的なことから皆さんに知っていただいて、実際にこの処分場というのは、大体どういうようなものがその処分場の中に設置されてといった、その処分場の概要が図でわかりやすく書かれています。

2回目については、この次の号では最終処分場の設置についてどのような手続きが必要なのかを説明していきたいということで、その手続き等が第2号で詳しく書かれています。現在の状況がありまして、このフロー図の中で、図1の法律の手続きに先立って行われる事前手続きのところのこの現時点というところが、その2回目の号を出すときの現時点、この辺まで今きていますというところで、住民の方に情報が公開されています。

最終的に県が許可をおろすのですけれども、ただ県は勝手にすぐに許可をおろすことはできませんので、地元の方に協議を、事前協議を求めていく中でのそういった手続きで、町としても住民の方に情報を公開しながら、住民の方にそういった処分場を設置することが必要かどうか、そういったことを判断できるように情報を公開していっているという部分があります。

あとそのあとずっと下がっていきますと、この産業廃棄物処分場についてのＱ＆Ａ。図面的に上郡町のどの辺にそういったものが設置されるのかというところと、例えば計画されている場所がまずどこなのか。次、進入路、そういった産廃を処分するために大きなトラック、ダンプがどんどん入ってきますので、進入路はどこから入るのか。3番目に上郡町の同意は必要ないのだろうかどうかとか。台風とか集中豪雨の時にそういった産業廃棄物の処分場というのは大丈夫なのか。集積された産業廃棄物がどんどん溢れ出したりとか、流れ落ちたりとか、そういったことはしないのか。また、放射性の廃棄物がそういった産業廃棄物の中に混ざって持ち込まれるようなことはないのか。説明会を開催されるということだけど、その対象となる住民は誰になるのか。あと手続きに期限はあるのだろうかというようなところで、一般的にそこに住む住民というか、そういった人たちが思う素朴な疑問、それの大きな部分でのＱ＆Ａがそこに掲載されています。

第3号、次の号では、計画されている最終処分場の概要等についてもう少し詳しく説明しますとなっています。今見ていただいているのが第3号ですけれども、上郡町における産業廃棄物最終処分場設置計画というのはどういうものなのか、建設計画の概要ということで、事業主体が誰なのか、事業内容はどういったものか、あと計画の面積、どれぐらいの広さなのか、その広さの中で埋立容量が最大どれぐらいまでのものが埋められるのか、埋める品目、どういったものが埋められるのか、施設の構造はとか、それから半永久的にずっと埋め立て続けるのか、それとも埋め立ての期間に期限があるのかどうか、そういったものが書かれております。

その次に最終処分についてのＱ＆Ａ。県から上郡町へ意見照会された内容というのはどういったものですかとか。有識者会議というのがあったけれども、どんなことが議論されたのですかとか。あと、一番大きなことの一つだと思うんですけど、上郡町の中にそういったものが建設されるということで町にとってどんなメリットがあるのですか。あと、埋め立て完了後は、全部埋まってしまったら、そのあとはどういった利用がされるのかとか。町内ではそれぞれいろんな考えがあって賛成、反対それぞれ意見があるけど、町長自身はどうお考えですかとか、町長が、その下に顔写真つきで実際に出ておられます。

上郡町の中には町内にケーブルテレビがありまして、全戸でケーブルテレビを見ることができます。そのテレビの中で、町長が住民に語りかけたりとか、それからホームページのＹｏｕＴｕｂｅなどでも町長自身が自分の思いというか、町長として意見を説明されています。

あと、兵庫県からの産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例に係る事業計画事前協議書に対する意見照会に対して、上郡町としては次の通り回答しましたということで、町として県に回答した内容がそこに記載がされています。

最後が先ほどの4枚目ですけど、今お手元にお配りしている裏表のものですが、住民投票をこの日にしますよと。委員長の方からご説明ありましたけど、あとそれから住民投票についてのＱ＆Ａ。あと裏面には、これまでの産業廃棄物最終処分場計画の主な経緯、経過とか、それから概要の方が書かれております。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

上郡町では、このように4回にわたってチラシが配布をされたということです。先ほども少し触れましたが、選挙で町長、それから議会の構成が変わったというところが非常に重要なポイントでありまして、もしここで変わっていなかったりすると、このような情報提供が行われたかどうかは、わからないということでございます。

この委員会では、どういう状況でも、住民にきちんと情報が届けられるような条文について、検討したほうが良いと考えております。例えば、議会と町長が対立するというケースがあるかもしれませんし、議会、町長は同じ意見で住民と対立しているというケースもあります。いろいろなケースが考えられるわけですけれども、どのような状況でも、きちんと情報が住民に提供されることが望ましいといえるのではないかと思います。実際にどのような情報があったらよいか、そういったことについて、具体的に何かご意見等ございましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

上郡町についての資料の中で、こういう情報がよかったなど、何かご意見、ご感想がありましたら頂戴したいと思います。

【委員】

いただいた資料で見ていたのですけど、今回、ここで討議するのは常設型ですよね。常設型となったら、結局、実際これからどんな議題が出てくるかわからない。その中で例えば、調べましたら、いろんな住民投票あったと思うんですけども、山口県の岩国市は空母の受け入れをするかどうかとか、全く今伺った内容とはまた趣旨が違うことが検討されないといけないと。だから私自身は、今委員長がおっしゃったように住民に対して丁寧な説明をして、わかりやすく住民投票に臨めるようにするということは押さえるところであって、議会と町長が対立していたり、市民と対立していたりというのはケースバイケースだと思いますので、実際どこまで考えればいいのかなと思って、最初資料を読ませていただきました。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

まさにご指摘していただいた通りです。どういう状況で、住民投票が行われるか分かりませんので、丁寧に情報が提供される必要があるということです。現在の条文から、そこまで丁寧な情報が提供してもらえるかどうかが、一つポイントになってくるかと思います。条文では適当な方法により住民に提供しなければならない、というふうに書いてあります。

この内容で大丈夫そうですか。他に何かもう少し付け加えたほうが良いとか、本当にこの条文で町長はきちんと毎回情報提供してくれるかどうかなど心配がないかご確認ください。他の自治体はどのような条文の内容になっていますでしょうか。ご紹介いただければと思います。

【事務局】

例えば資料1でお配りをしているところですが、2ページめくっていただいたところで、例えば川崎市等につきましては、そこに川崎市の情報の提供が第22条で書いてございますけれども、前に画面の方でも出ております川崎市情報の提供ということで、投票資格者の投票の判断に資するために、住民投票事項に係る市が保有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、市民が政策案を理解するために必要な情報を提供しなければならないというようなことがございます。

ここに、例えばさらに町の広報誌とか町のホームページなどでとか、そういった形で具体的に情報提供する手段も書ければより望ましいのではないかなというふうに思います。

【委員長】

ありがとうございます。

川崎市の場合、現在の試案よりも、より詳しく提供される情報が書かれておりますので、どのような状況にあっても、こういった内容の情報が提供されるだろうというふうに考えることができます。

現在のこの試案ですと、そこまでは書かれていないという点が、違いではないかと思います。ですから、確実に行政や町長に情報提供を求めるのであれば、さらに詳しい条文にするということも可能かと考えております。

それから、もう1つ難しい問題点があります。それは公平という概念についてです。公平という場合、賛成派と反対派を公平に扱うということになります。今見ていただきました上郡町の資料には、例えばその業者側の言い分というのは一言も入っていませんし、反対する側の言い分というのもあまり書かれていません。どちらかの意見をどう取り扱うかといったことはあまりせずに、有権者、投票者が判断できるような中立な情報の提供に努めたということではないかと思います。

現在のこの試案では公平という概念が入っておりますので、町長が公平に情報を扱い情報提供ができるかどうか、実際にもし公平に賛成派と反対派の意見を取り扱うと、実際それがどういう形になるのかといったことについても検討しなければならないということでございます。

どうでしょうか、公平性について書くとすると、また情報の提供の仕方も変わってくるのかなと思ったりもしますが、これについてご意見ございますでしょうか。

【委員】

ことさらに反対意見というふうな形での表示は必要ないのかもしれないですけど、そういった意見についてはどういうふうに扱うのがいいのでしょうかね。

【委員長】

これが本当大きな問題でして、例えば先ほどの上郡町ですと業者側の言い分が当然あるかと思うんですけども、それを町として扱う方がいいのか、それはあえて書かない方が良いのかというところでございます。もちろん反対する側の言い分も当然あるわけですけども、それをこういったところに入れていくのか、入れていかないのかというところも1つ大きな問題で、おそらく上郡町はそれをやらなかったということです。現在、町の試案では公平性という概念が入っておりますので、反対派、賛成派の意見も取り入れるような、そういうような内容なのかなとも思います。

これがもし難しいというふうになるのであれば、あえて書かないというやり方も当然ありうる、公平性という単語を入れていない自治体もあったかと思うのですが、ちょっと見せていただけますでしょうか。

【事務局】

この資料のところの1ページ目のところから2ページ目にかけてですけど、30自治体中18自治体がそういった公平とか公平性という文字を入れてないです。

あと情報提供されている他の自治体のものを見ましても、例えば御前崎市ですけれども、やはりなかなかその両方の意見を載せるというのは非常に難しい部分がございますので、あえて例えば住民投票の投票日であるとか、住民投票の仕方であるとか、あとその住民投票の対象となっている事業の概要であるとか、そういったものを可能な限り詳しく載せて、あとはもう住民の方、投票される方の判断にお任せするというところで留めておられるところが大半なのかなというところでございます。

【委員長】

ありがとうございます。

もちろんこれは町からの情報の提供について今議論しておりますが、この後に扱いますが、投票運動を行うことができます。賛成派、反対派がいろいろとチラシを配ったりすることが行われるかもしれません。町として役場として情報をどう出せるか、公平性をどう扱うか、あとは現在のような抽象的な条文の方が良いのか、川崎市や他の市のようにもう少し具体的に提供する情報を条例で定めておくか、これらが論点だと思います。

実際のところは選挙管理委員会が情報提供はされるという話ですが、一応条文では町長となっていて、町長が選挙管理委員会に委託、委任するというかたちになるということでしょうか。

【事務局】

そうです。この試案の第11条のところでも、この住民投票の事務については選挙管理委員会に委任することができると書いてございますので、選挙管理委員会が情報提供を遂行するということで、より中立的な立場で、情報のある意味公平性といいますか、中立性を担保できるものではないのかなというふうに考えております。

【委員長】

具体的に選挙管理委員会は、役場の組織とは違うところなのでしょうか。

【事務局】

そうですね。実際は例えば猪名川町であれば、総務課の中に選挙管理委員会の事務局はございます。ただ事務局があるだけであって、選挙管理委員会というのは4人の委員から選ばれた町内の有権者の方ですが、そういった独立した機関でございますので、町の行政のその影響力が及びにくいところというふうにご理解いただけたらと思います。

【委員長】

ということで独立性の高い組織で情報提供していくわけですが、それでもなかなか公平性というものを扱うというのは難しいところがあるのかもしれません。通常の選挙でしたら選挙公報を各家庭にお配りして、選挙公報は選挙管理委員会で内容をチェックしたりとか、書き直しを求めたりとかするのですか。

【事務局】

選挙公報ですけど、今度9月17日に町議選がございますが、選挙公報は候補者の方の好きなことが正直書けます。その書かれた内容について、事務局の方では一切訂正等はできません。ただ、その内容によって、ちょっとこれはどうでしょうかという話をさせていただくことはあるかもしれませんけども、一般的には書く内容について制限はございません。

【委員長】

公平性をというものはあんまり業務の中ではない、中立の方が重視されるのでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員長】

ということで、この条文で十分かどうかということですが、委員からももう少し詳しい情報があったほうがよいということでご意見ございました。先程の発言内容の確認ですが、情報はどのようなケースでも、やはり住民がわかるような情報が提供されるというような。

【委員】

前もって送っていただいた資料を読み込む中で思っていたのですけど、実際にどのような媒体を使って町民に情報提供するのか、その辺のところは事前に持っておくべきと思います。ただ書く書かないについては、その辺のところは私わからないのですけども、常設型ならどんな課題が出てくるかわからないけども、とりあえずホームページには載せますとか、とりあえず広報いながわには載せてあとチラシを何枚しますとかいう、そういう何か骨子の部分は決められるのかなとは思いました。

個別型ならもっとこれも説明したほうがいいのではないかとか、いろいろ思いつくのですけど、やはり課題が、いろんなことがあるだろうなと思うので骨子ぐらいかなと。

【委員長】

条文に町の広報、その他適当な方法を具体的に書いた方がよいということでしょうか。それとも、この町の広報、その他適当な方法については、町や選管に任せるということでしょうか。

【委員】

結論から言ったらこの文章でいいのではないかと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

【委員】

この部分につきましては全然問題ないかとは思うんですけど、この問題を出していいのかわからないのですが、昨今ＳＮＳとかチラシとかいろんな情報が、偏った情報でありますとか、そういうのを一般の方が見られたときに、町で出されたものが公平性・中立性であったとしても、間違った情報によって錯覚するようなことが起こったときに、何かその止めるものがあるのかというのも、最近、全国的にもありますので、その辺りをどういう管理をしたらいいのかなと個人的には考えます。

【委員長】

ありがとうございます。

これは、投票運動のところに関わってくる内容と思いました。貴重なご意見ありがとうございます。ですから、できるだけこの町の情報につきましては、正しい情報をきちんと出していただくということと、公平性についてはどうでしょうか。なかなか実際のところ、公平性を維持するのが難しいということであれば、ここはなくてもいけるのかなという気はいたしました。もう少し川崎市のような形で、具体的にこういうような情報を出して欲しいというところを取り込むやり方もあるかと思いました。

ということで、特に公平性についてはどうですか。

【委員】

確かに住民にとっては、やはり詳しい情報を知った上で投票したいとは思うんですが、先ほどの上郡町では結構詳しいところまで突っ込んでＱ＆Ａを、どういう質問を誰がしたのという感じで、それがかえって公平性をなくしている場合もあるかなと思ったり。

町長はどう思いますかとかそういう質問というのは、町長側の意見を前面に押し出しているので、それは住民が「あ、そうか」と思ってしまう人もたくさんいて、それがまた公平性をなくしているのかなという気がしました。

だから一番公平なのは、この淡々と要望だけをお知らせしたチラシが一番中立的であるなとは感じました。

【委員長】

ありがとうございます。

むしろ公平性を入れたほうがよいという場合もある、不公平にならないようにするということが大事だということ、確かにそうです。先ほどＱ＆Ａで、町長の意見だけを取り上げるのは確かに公平性を欠いたと言われる可能性はあるかなと思いました。おっしゃる通りです。

この公平性の保持というのは難しいですね。そう言われたらあった方がいいような気もして参りました。客観的な情報を出していくことに重要性がある、どういう施設ができるかとかについては必要があるかと思います。

ではこの公平性の扱いはどういたしましょう。確かに不公平があってはならないという意味では、この言葉があったほうがいいというご意見も受けとめましたし。

【事務局】

やはり中立性が一番大事なのかなと。中立的な立場から、より丁寧な情報を出していくといいますか、どの辺まで出せるのかというところはあるかと思うんですけれども、あまりにも大量のものを出してしまうと逆に誰も読まないとかいうこともあるかもしれませんし、やはり読みやすく、情報を呈する限りはやはり読んでいただけるようなものを作る。その部分について、中立性の保持、出されている情報が客観的にもその信頼性を持っていただけるように、いろんな情報が飛び交う中で、行政が出す、選挙管理委員会が出す情報というのは、より信頼性の高いものというか、これをまず読んでいただきたい。その信頼感を得るためにも、中立的な立場をまず明確にして、その中でより丁寧に読んでいただきやすい情報を、その媒体を通して出していくという部分で、どう公平性を取られているのかということを、人によって聞かれる場合もございますので、そういったことから条文中に公平とか公平性の文字を入れてない自治体も多くございますので、公平性という文字を取ってもいいのではないかと。当初、事務局がこれを作りましたけれども、公平性の担保といいますか、その説明がなかなか言葉的に難しい部分がございますので、やはり中立性という部分を大事にしていくことが情報の提供での信頼性を高めるのかなというふうに思います。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

それでは、もう少しこの第20条につきましては事務局でご検討いただきまして、どういうような条文にすれば住民の方が意思決定できるのかという観点からご検討いただきたいと思います。そのようなところで、この20条の検討は終えたいと思います。よろしいでしょうか。では事務局に引き続き、この内容につきましてご検討をお願いいたします。

続きまして第21条でございます。住民投票についての投票運動についてでございます。先ほど委員からもございましたけれども、やはりＳＮＳとかいろんな形でいろいろ情報が飛び交うということが想定されるわけですけれども、この第21条の投票運動につきまして、ご説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】

では、試案第21条、投票運動についてになります。第21条、住民投票に関する投票運動は、自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫等により、投票資格者の自由な意思が拘束され、もしくは不当に干渉され、または住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

これは普段のと、いいますか、選挙の投票運動との違いが大きいように思うわけですが、もう少しそのあたりについて補足お願いできないでしょうか。

【事務局】

本条は住民投票に関する投票運動について定めたものですけれども、住民投票における投票運動は公職選挙法の制限がないことから、投票と聞いてしまうとすぐ選挙と思ってしまいますが、この住民投票における投票は一般の選挙とは少し違いますので、一般の選挙の制限はかかりませんから、基本的に投票運動は自由です。公職選挙法で禁止されているような投票運動、そういったものはすべて関係ないというところです。

例えば具体的に言いますと、公職選挙法で禁止されています戸別訪問、各家を回って誰々さんに投票して欲しいんですと言うようなことは禁止されております。そういったことが禁止されていますけど、住民投票では、もう直接住民同士でお話をされて、〇に投票しようとか×に投票しようとか、そういったことは自由になっております。

ただ公正で、正しくて問題なくて活発な投票運動が行われるためには、やはり一般的に皆さんご存知のように買収とか脅迫とか、また大音量で連呼して×にしよう〇にしようとか、あと街頭演説などで大きな拡声機でこうあるべきだとかいうことを言う、その平穏な生活を損なうような恐れは、それは絶対行ってはならないということで、これは当然のことだと思います。

結果を尊重する住民投票になりますけれども、ただ罰則までを設けるようなことは、条例というものでは罰則を設けることができるのですが、実際に罰則までを設けることまでは適当でないというふうに事務局でも考えておりますので、ただ先ほど言いました脅迫や買収などの行為につきましては、他に刑法などの関係諸法令で規制とか罰則が設けられておりますので、そういったものが適用されるものと思います。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

選挙の場合ですと、いまお話にございましたが、各家庭に回って誰々さんに投票してくださいといったことは禁止されています。それから夜8時以降に選挙活動を行うこともできません。それから未成年といいますか、選挙権がない子供とかによる選挙運動も禁止されている。日本の公職選挙法は非常に規制が多いわけですけども、この住民投票に関してはそういう制約、公職選挙法上の制約が適用されないため、自由ということでございます。

ですが買収とか脅迫とかがあって良いのか。それから先ほど委員からございましたＳＮＳでいろいろな情報が飛び回る。そういうこともやはり想定されるということですが、罰則とかをここで設けるかどうかということは、また難しい問題になってくるかと思います。投票運動の制限ですけども、例えばもう少し制限するとか、自由にするけれども、もう少しこうしましょうとか、何か付け加えとかがございましたら、ご意見いただければと思います。

他の自治体ではどうなっておりますでしょうか。

【事務局】

他の自治体ですけれども、この住民投票については特定の案件について賛否を問うもので、十分な議論や情報により判断される必要があることから、住民投票における投票運動については、可能な限り自由とした上で公正な住民投票運動が行われるように、そういった脅迫、強要、買収といった住民の自由な意思が拘束され、または不当に干渉されるような行為については、制限されるべきだというふうなことを条文に書いておられて、特段その罰則規定まで設けているような自治体っていうのは見受けられません。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

例えばその住民投票の間に選挙管理委員会が注意をするとか、そういったことはどうでしょうか。想定されていらっしゃいますでしょうか。

【事務局】

選管から言うのは普段の選挙でもなかなか難しいところがございまして、住民投票においても例えば警察などの関係機関と情報共有や協議をすることはございますが、住民投票において、投票運動の状況について選挙管理委員会から運動されている方に対して言うというのは、なかなか難しいところがあるかと思います。

【委員長】

選挙が終わった後、投票が終わった後に何かをするということは、やはり考えにくいですか。

【事務局】

終わった後についても何かができるというのはなかなか難しいかと思います。ただ先ほど言いましたように、より皆さんに投票していただけるように、住民投票をする限りは、投票いただけるように、また毎回選挙でも同じですが、公正な選挙、この自由な意思に基づいて投票していただきたいということを選挙管理委員会から啓発としまして、投票権を持っている方に関して呼びかけていきたいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

ということで、この条文について特にご意見なければこのままにしておくということでよろしいでしょうか。今おっしゃっていただいた啓発をしていくことは重要だと思いましたので、その点よろしくお願いできればと思います。では、この21条につきましてはそのままにして、原案通りにしたいと思います。

次の22条が一番大きな論点になるかと思いますので、ここで2～3分ほどちょっと休憩をおきたいと思います。2時再開でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員長】

それでは、2時から再開をします。

【事務局】

お願いします。

―　休憩　―

【委員長】

では、時間になりましたので、続きまして第22条、住民投票の成立要件について、まず事務局からご説明お願いいたします。

【事務局】

失礼いたします。

試案第22条、住民投票の成立要件についてご説明いたします。試案では第22条、住民投票は、1つの事項について投票したものの総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しないものとする。この場合、開票作業その他の作業は行わないものとするというものでございます。

本条は、投票結果の信頼性と尊重義務を担保するために、投票の成立要件等を規定するものでございます。先ほど委員長からご説明がありましたように、この住民投票の一番大事な部分であるかと思います。第1条の目的から、この住民の意思を投票の形によって住民の意思を知るというところではあるのですが、その2分の1に満たないときには開票もしないという書き方をしてございますので、第1条に書いた住民の意思を知ろうとしたのに知ろうとしないと。少し言葉が難しいですけど、そういったことも規定しておりますので、そういったことが妥当なのかどうか、どういったことが一番望ましいのかということを皆様にご協議いただけたらというふうに思います。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

この22条ですが、いろいろな自治体で採用されることが多い条文であります。なぜこの条文が採用されるのか、いろいろ考えるとわからないところもあるわけですけども、他の自治体を参照していく中で、これがよく取り入れられてきたというわけです。この成立要件を満たせなかった、投票率が50％を超えなかったために、住民投票が開票されなかったケースもいくつかあったかと思いますが、いかがだったでしょうか。

【事務局】

例えばですけれども、高浜市などでもそうですが、住民投票が実施されて実際に50％に満たなくて開票されなかったというところはございます。山陽小野田市でした。そういったところもございました。

思いとしましては、一定の投票率に達しない場合に、開票しても十分な民意を酌み取れない恐れがあると考えられたりする。また、成立要件として、その2分の1以上の投票を成立要件として定めている自治体は多数ございます。その2分の1に満たなければ開票もしないといった部分があるのですけれども、実際、この資料1の5ページのところに、試案第22条、住民投票の成立要件について書いてございますが、検討事項という項目がございまして、その1つ目、町民にとって関心が高く選挙運動も活発に行われる、例えば町長選挙、また町議会議員選挙、そういったものが、直近、例えば令和3年度で町長選挙が行われて54.43％の投票率。それから令和元年に行われまして、今度また9月17日にも執行されますが、令和元年の町議会議員選挙では52.79％ということで50％を少し上回っておるというふうな状況でございます。

そういった非常に町民にとって関心事が高く、選挙運動も活発にされる。そういった中での投票でも50％を少し超えるぐらいの状況の中で、住民投票の開票、成立要件は50％以上とするのが、いかがなものなのかというご意見は確かにあるかと思います。半面、町長選や町議選と同じ事務をして、同じぐらいの費用が掛かる住民投票についても、この直接住民の意思を問うという住民投票の目的を達成するためではあるのですが、住民投票に行かなかった人に対してでも、十分納得性とか説得性が持てるというものは、どれくらいの投票率なのかというところですが、実際には一般の選挙は、例え投票率が5％であったとしても開票されるんです。そういったことは有り得ないとは思いますけれども。ただ、住民投票においては、そういった成立要件を定めて、また開票する要件についても定めているところが多いのが現状でございます。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

山陽小野田市では、議会の議員定数を削減するための住民投票が、これは常設型の住民投票でございましたが、行われました。市長選挙と住民投票が同じ日に行われたため、市長選挙の投票率と住民投票の投票率が同じになりました。市長選挙の投票率が50％に届かなかったので、住民投票の投票率も50％には届かなかったということでした。

では資料2をご覧ください。成立要件についてです。猪名川町の投票資格者総数は約2万5000人ですので、この2分の1、すなわち1万2471人以上が投票した場合に、開票をします。試案の解説によりますと、成立要件を設けるのは信頼性をもたせるためです。信頼とは、後で文書を確認いたしますが、仮に同じような選挙を何度繰り返しても、同じ結果になる確率が高いという意味だと理解しています。

次のページに参ります。最低投票率をどう考えるかです。この住民投票条例は、住民が町政に参加し、公正で民主的な町政運営の向上、そして町民自治の確立をすることを大きな目的としています。その中で、特に町政に重大な影響を与えるような事項については、住民の意思を直接確認するということが、第2条で定められておりまして、第24条では議会と町長はその結果を尊重すると書かれております。

次のページに参ります。住民投票制度を考えるポイントに信頼性があります。同じ選挙を何度も繰り返しやっても、例えば100回やったとしても結果は変わらない。これが、信頼性があるということです。投票率が高いと、それだけ多くの人が意思表示をしているので、同じ結果が生まれやすいと考えられます。そのためには、先ほど議論していただきましたが、十分な情報提供が行われる、投票運動が中立、自由に行える、妨害があってはならない、そういう中で住民の意思がきちんと固まった上で、住民投票が実施され、かつ投票率が高い場合に、信頼性があるといえるのではないかと思います。

最低投票率を設定するのは、投票しなかった人にも信頼してもらうためでもあります。ただし、投票しなかった人にどこまで配慮するかは、議論の余地があります。休日を使って、または仕事を休んで、投票所に行く人、自分の時間を使って投票する人と、そうしなかった人とのバランスをどう考えるかは検討の余地があります。

信頼性に加えて、妥当性がある制度も求められます。住民の意思が的確に測定されるかも重要です。同じ結果が繰り返し得られても、それが本当に住民の意思を反映していないこともあります。そのためには妥当性がある住民投票制度が必要なのです。しかし、最低投票率の設定が高すぎると、開票されず住民の意思が明らかにされなくなり、その結果、第１条の目的が達成できなくなることも考えられます。町長選挙の投票率が54.4％、町議選が52.8％ですから、最低投票率を50％以上とすれば、住民投票が問題解決の有効な手段として機能しなくなることもあります。ここも考えないといけないですね。

③でございます。正当性とは、法律や社会通念に鑑みて、理にかなっていることです。重要なのは成立要件が50％未満であっても、町民の方から理解が得られるかどうかです。最近の兵庫県知事の投票率は40.9％で、県議選は38.6％です。しかし知事や県議会の正当性に疑問視するような議論にはなっていないかと思われます。同様に、猪名川町の住民投票の投票率が40％であったときに、住民はその投票結果を受け入れないのでしょうか。もちろん住民投票の投票率が10％、20％であれば、多くの住民が結果を疑問視する可能性があります。どの程度の最低投票率を設定するのか、難しいところです。次のページにあるように、近年の猪名川町の投票者数は、町長選挙や議会議員選挙で約1万3500人です。投票率が50％のときに投票者数が1万2400人ですから、現在の投票者数はそれを1100人ぐらい上回っています。50％という最低投票率は妥当なのでしょうか。

投票結果①をご覧ください。猪名川町の投票資格者総数は2万4942人です。試案では投票率が50％以上の時に、すなわち1万2471人以上が投票した時に開票します。次のグラフは、賛成票が１票だけ反対票を上回った、ぎりぎりの状況を表しています。すなわち猪名川町の試案に基づくと6236人が賛成し、6235人が反対した場合に、賛成多数となり、議会や町長が住民投票の結果を尊重することになります。投票資格者総数の4分の1が、投票結果を左右するのです。

投票結果②をご覧ください。猪名川町に迷惑施設がつくられることになり、それに対して住民投票が実施されるというケースを想定しています。迷惑施設の建設に賛成した方が1200人で、反対した方、つまり迷惑施設はいらないという意思表示をした方が1万1000人いるとしましょう。おそらく猪名川町民の意思としては、反対ということになります。しかし、これは投票率が50％を下回っていますので開票されない、不成立となります。そのため住民は猪名川町に迷惑施設を作ることに反対しなかったんだという言い方もできるのです。50％という最低投票率を設けると、町民の意思が反映されないということもあります。現在の猪名川町の投票率などを考えて、この2分の1という数字が妥当なのかどうかを検討したいと考えております。

そこで、その次のスライドにあるような方法を考えてみました。現在の試案では、必要な署名数は6分の1、4157人です。これを4分の1に上げると、6236人の署名数が必要にあります。この方々はおそらく住民投票に参加されると思います。ですから、住民投票に必要な署名数を少し増やすことで、投票率が高い選挙を作り出すことも考えられます。反対に2分の1という最低投票率が高すぎる場合、これを10分の4または3分の1とすることもできます。そもそも最低投票率を設けないという自治体も少なくありません。

22条の条文について、ご意見ございませんか。

【委員】

最低投票率のパーセントを考える前に、元に戻って、最低投票率がなぜいるのかと思いながら読んでいました。先ほど事務局からもありましたが、一般の選挙で5％でもその意見が通ってしまうと。それが住民投票においては、半分いかないともう開けてももらえない。あともう一つは、そのパーセントがそれだけの重みを持つとするならば、例えば住民票投票が単独で行われる場合と、選挙に併せて行われる場合は確実にパーセントが変わってくると思うんです。そんなに軽く上下するものに町民の意見が左右されていいのかなと。そもそも最低投票率はいるのかなと。もし棄権された場合は、その棄権という意味もあるのではないかなと思いました。選挙に併せて実施するかしないかで極端にパーセントが変わると思うので、そういう中で投票率の割合を一生懸命考えるのはどうなのかなというのが疑問でありました。

【委員長】

ありがとうございます。

なぜ最低投票率がうまれたのでしょうか。はっきり記憶をしていないのですが、徳島県の吉野川に河口堰を作る時に住民投票が行われました。その時の条例で50％を下回ったときには、開票しないというルールができた、これが最初ではなかったと思います。

そうすると、これはあったかどうかは確認ができないわけですけども、ボイコット運動つまり、住民投票を成立させないような運動が登場する。実際にそういうようなことがあったのか、なかったかわからないわけですけども、そのような効果を持ち得る制度だと考えられます。投票に行ったということは、住民投票の成立に協力したということになります。知事選挙とか議員選挙には成立要件はありません。本当にこの2分の1という最低投票率が必要なのか、重要なご指摘だと思います。

この場合、投票が終了し、開票待つだけという状況の中で開票しないことが宣言されるのでしょうか。

【事務局】

投票結果によって、その投票結果を発表することによって、50パーセントに満たなかったので開票いたしませんという宣言になると思います。

【委員長】

その宣言が出るということも、不成立かというような空気が広がるかもしれない。

【委員】

開票しない宣言ですけど、それはセットですか。例えば投票率何％にするかわからないですけど、成立しなかった場合には開票しないというのは、必ず決まり事として当たり前にあることですか。

【委員長】

いくつかの自治体では、必ず開票しますが、50％に満たなかった場合には、議会、首長は投票結果を尊重しなくてよいといった書き方をしています。

それとは別に、いくつかの自治体では、必ず開票をして、賛否いずれか過半数が投票資格者総数の3分の1または4分の1に達したときには、議会、町長・市長に尊重の義務が生じるとの規定を置いています。先ほどのグラフを使って補足します。資料の投票結果①をご覧ください。いくつかの自治体では、必ず開票します。その上で、賛成が4分の1もしくは3分の1を超えたときは、住民投票が成立し、町長や議会に結果の尊重義務が生じます。それを満たさないときは、不成立となり、尊重義務は生まれません。最低投票率は設定せず、本町に即して言えば、賛成票が投票資格者2万5000人の4分の1または3分の1を超えたら、それは町民の意思とみなすというルールもあります。我孫子市の条例は、賛否いずれか過半数の結果が、投票資格者総数の3分の1を超えると、市長、議会、市民に投票結果の尊重義務が生じると規定します。必ず開票して、賛成または反対の票数が3分の1を超えると住民投票が成立するのです。ボイコットの動きは出なくなり、必ず3分の1を目指して住民投票運動が行われるということです。

次のページをご覧ください。本町の試案だと、賛成35％、反対15％の場合、賛成が8700人となり、住民投票は成立します。投票者数が9478人、投票率が38％で、賛成が7981人、反対が1497人の場合、本町の試案では不成立となりますが、我孫子市の制度であれば賛成票が3割を超えるため、成立します。住民の3分の1または4分の1が賛成するような住民投票であれば、それは妥当であり、住民の意思とみなすやり方もございます。選挙にいかない人を減らす、みんなが住民投票に参加するような制度を考えるのであれば、こういうやり方もありうるということです。2分の1の最低投票率を設けるのは信頼性のためであるといった説明ができますが、委員が指摘されたように、議論が多い制度だと私も思います。

【委員】

確かに棄権運動をするというものは、どういう意味があるのか、僕はちょっとわかりませんけれど、やはり積極的に議論してこその話だと思うんです。住民投票は賛成、反対の議論をしていただいたらいいと思うんです。ここで棄権というのはどういう意味があるのかよくわからないので、こんなことをかけること自体が間違っているんですが、考えはそれはそれであるのでしょうけど、やはり議論してこその結果だと思うので。さっき言われたように投票が規定の投票数に達していないから開票もしないというのは、そういうことでいいのかなとは思います。

【委員長】

ご指摘のように、そもそもこの住民投票自体がおかしいという理由で、ボイコットすることはありえると思いますが、住民投票を成立させないために棄権するのは、この住民投票の目的からすると問題があるのかなという気はいたします。住民が参加する仕組み、仕掛けを考えることが重要かと思います。

他いかがでしょうか。

【委員】

私が思うには、この住民投票の目的として、最終的に全投票者数のうちの何％の方が賛成したか、反対したかということが一番大事な結論だと思うので、開票しないというのは何かおかしいと私も思っていて、署名を集めて、何分の何が集まったら投票できますと言った時点で、もう投票は成立しているのではないかと思うんですよ。だから投票率が何％とか決めてしまわずに、もうそれが成立した時点で開票はもう確定になっていて、開票した結果、投票者資格者数の何％が賛成した反対したかで結論を出すべきではないかとは思うんですけど、私の意見として。

【委員長】

ありがとうございます。

最初のフローチャートに戻ります。ただいまご指摘いただいたのは、この最初の時点、すなわち町民が署名を集めたことをもって、開票までは決まっており、住民投票は成立した、ということかと思います。議会にも町長にもそれぞれハードルがあり、これを通過できたので、住民投票は成立したとみなす考え方も、確かにあるかと思います。町長が簡単に発議できず、すぐ住民投票とはなりにくい仕組みにしています。誰もが苦労をして住民投票に至るという制度です。投票箱を開けないという選択は、住民にとって後味が悪い結果をもたらすように思います。我孫子市の例のように、全体の3分の1が賛成した場合は、結果尊重義務が生じるというほうが、まだ納得できやすいと思います。

いかがでしょうか。

【委員】

いいですか。1点思ったんですけど、開票しない場合は全く見れてないんですよね。例えば、無効票がたくさんある場合も、あったかもわからないですね。例えば両方ともに丸が書いてないとか、或いは両方にマルしているかどうかとか、やはり開けてみなければ全く数字はわからないということですね。僕も開けるほうが、実際正しいのかなとは思います。

【委員長】

委員いかがでしょうか。

【委員】

そうですね。今いろいろお話を聞かせていただく中で一番思ったのは、町長選54.43％、町議選52.79％ということで、その中での2分の1というのはどうかと。ただ、すべて開けてしまうというのもいかがなものかなと単純に思っていまして。そういう意味では何分の1というような形で開けないという選択は、理由としては希薄な感じがあるのかもしれませんが、開けない選択もあるのではないかと単純に思っています。

以上です。

【委員長】

先ほどのスライド、資料2の代替案をご覧ください。開票せずに住民の意思を明らかにする方法を考慮するのであれば、現在の50％という非常に高めに設定されている成立要件を見直し、3分の1が投票すれば開票し、それを下回ったとき開票しないというやり方もあります。賛成、反対、無効票も含め8000人ぐらいの町民が参加した場合には、必ず開票します。今の試案にある成立要件を修正するやり方と、我孫子市のような必ず開票して、総数の3分の1に達しているかを判断するやり方があります。

すぐには結論が出ませんので、これは次回の議題とします。この条例の一番重要なポイントの一つ、成立要件については、以上でございます。

次は24条、投票結果の尊重につきまして、事務局からご説明お願いいたします。

【事務局】

失礼いたします。

議案第24条、投票結果の尊重についてご説明をいたします。投票結果の尊重、第24条　議会及び町長は、住民投票で示された結果を尊重しなければならないというものでございます。

本条は、成立した住民投票の結果の尊重について定めたものでございます。考え方としましては、投票結果の尊重義務とは、住民投票の結果に法的拘束力はありませんが、住民投票の結果を町民の意思であると真摯に受けとめ、慎重に検討し、これに十分考慮しながら、議会や町長などが意思決定を行うというものでございます。

住民投票の結果を慎重に検討し、十分な尊重義務を果たした上であれば、住民投票の結果と異なる決定がなされる可能性はありますが、その場合は、議会及び町長は、それぞれの意思決定について、住民に対して明確な説明責任が生じるものであると考えます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

この条例案は諮問型であり、住民投票の結果がそのまま町の決定事項にはなるわけではありません。住民が明らかにした意思をもとに、議会と町長が考え直して、そして町として決定します。議会と町長は、住民投票の結果に拘束はされないので、住民投票と違う決定をすることもできます。条文には、しなければならないとい書かれていますが、どう尊重するのか、住民投票条例にこれ以上のことを書き込めるのかどうかが論点かと思います。

この条文につきまして、ご意見はございますか。

自治体によっては、市民や町民も結果を尊重するとの規定を置いています。その場合、町民が何をもって、どこまで尊重するのかが、なかなかはっきりしないところであります。議会や町長が住民投票の結果を尊重しなかった場合、次の選挙の時に住民はそれに基づいて判断をすることになると思います。住民投票の結果と違う行動をとった政治家は、次の選挙で問われる可能性がうまれると考えております。そういうことでよろしいでしょうか。

ということで、このような規定とさせていただきたいと思います。

最後に25条、こちらをお願いいたします。

【事務局】

失礼します。

試案第25条、再請求等の制限期間についてご説明をいたします。再請求等の制限期間、第25条、住民投票が実施されたときは、その結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、同一の事項または同旨の事項について、第4条第1項から第3項までの規定による請求または発議を行うことができない、というものでございます。

本条は、住民投票が行われた事案についての再請求の制限期間について定めたものでございます。考え方としましては、住民投票の結果はある程度の時間が経過し、実施した状況や条件によほどの変化がない限り、示された相違がすぐに大きく変化することはないものと考えます。

単なる多数意見が形成されたものではなくて、多くの住民の労力、時間、費用を費やした上での住民の総意として示されたものであることから、投票の結果には一定の考慮期間を定める必要があるものと考えます。

議会や町長が尊重義務を果たすためにも一定の検討期間が必要であることから、同じ趣旨の請求または発議の禁止期間を2年と定めております。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

結果を覆すこともできますが、説明にあったように、2年は待ちましょうという内容です。2年という期間が短いのか長いのか、またはこれでちょうどよいのか、ご意見がございますか。または、こうした規定は設けなくてよいという意見もありましたら、ご発言ください。

【事務局】

一般的には、住民投票を実施した後に一定の期間、住民投票実施の請求等を制限する規定を設けている自治体が、調査しましたところ42自治体中38自治体が設けておられるなど、多くの自治体で設けておられることが見受けられます。

【委員長】

ということで、この2年間は、住民投票は、同じテーマでは実施できないという規定でよろしいでしょうか。

では、26条につきまして、事務局からお願いします。

【事務局】

最後、この協議事項につきましては、最後附則になるんですけれども、附則というのは、あくまで次の時に、こんなことが次あった場合にはこうしようという感じの保険的に書かれている部分でございまして。そこに事務局としましては、当初試案としては、附則の第2項にございますが、町はこの条例の施行後3年後において、住民投票に関連する法制度の動向、この条例に基づく住民等の実施状況、社会情勢の変化等を踏まえ、住民投票のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができるものとするというものをつけました。

一般的には、こういったものをつけているところというのは、24自治体のうち3自治体がそういった条文に書いておりました。去年、住民投票条例の試案を作っている時ですが、武蔵野市におきまして、住民投票条例について賛成反対という町を二分して大きな勢いでされているのがございましたので、それをテレビで見たりとか、市長がテレビで会見されているのを見まして、大きかったのは外国の方に投票権を認めるのかどうかというところでして、猪名川町においては、近くにそういった外国の方々が働けるような大きな工場があったりとか、そういったものもございませんし、猪名川町はすぐに何か3年後に大きな状況変化をこうむるような状況にあるようには思えなかったんですけれども、ただ正直映像の力強さに驚きまして、住民の方がこんなに二つに分かれてやってしまうのかという不安を感じましたので、保険的にそういったものをつけました。

ただ反面、今から条例を作ろうとしているのに、その条例に早くも3年後には変えることができますよということを書くのも失礼なことというか、この委員の皆様に対しても失礼なことなのかなと。一生懸命この条例を考えていただいている委員の皆様に対して、作っていただいた条例ですけど、3年後には変えられますということを書くのも非常に失礼なのかなと。作ることにおいて、そういったことをするのはあまりよくないのかなという気持ちも正直反面ございます。そういった中でご意見をいただけたらと思います。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

こうした規定は見直し条項と呼ばれますが、いかがでしょうか。事務局からの説明にあったように、仮にこの委員会の中で、ものすごく大きな意見の対立があり、これは今後の課題とするようなことがあれば、見直し条項を設けることも考えられます。今のところ大きな対立はありませんが、議論の最後に見直し条項を必要とするかどうかを調整することとし、保留といたします。

【事務局】

ありがとうございます。

条例ですので、条例の一部改正はその都度その都度できますので、あえてこれを書く必要はございません。また、正直事務局としましても、当初委員の皆さんはどういった方が集まられて、どんな形で検討委員会が進んでいくのが非常に心配したところでございます。ただ、非常に今、安心している状況でございますので、この第2項については、この検討委員会が終わるまでの間の状況を見ながらではありますが、基本的にはつけないという形でさしていただけたらと考えております。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

もう３時近くになりました。本日はここまででご審議を終えたいと思いますが、何か委員の皆様方からご意見ございますか。

本日、情報の提供の仕方につきましては、事務局にご検討いただくということと、最後の一番大きなポイントでございますが、最低の投票率を定めるか定めないか、もし定めようとするのであれば、どういった形がよいのか。これは本当に大きなところでございますので、次回、委員の皆様とこれについては検討して参りたいと思います。

引き続きよろしくお願いいたします。

では本日の委員会、これで閉会させていただきます。